

(社)日本口腔外科学会における会員の倫理・ 綱紀・懲戒等に関する規則

第1章 本規則の目的

第1条 本規則の目的および定義

1 目的

(社)日本口腔外科学会(以下、「本学会」という。)は、本学会が担う社会的責任および口腔外科学に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって我が国における学術・臨床の発展に寄与する目的で本規則を定める。

2 定義

- (1) 本規則にて「会員」とは、本学会の会員をいう。
- (2) 本規則にて「有資格会員」とは、会員のうち専門医として登録される資格のある会員をいう。
- (3) 本規則にて「被請求会員」とは、会員のうち懲戒手続に付された会員で、処分が未決定の者をいう。
- (4) 本規則にて「被懲戒者」とは、理事会の懲戒処分が確定した者をいう。
- (5) 本規則にて「ガイドライン」とは、本学会が別途定める「(社)日本口腔外科学会における医療倫理に関するガイドライン」をいう。
- (6) 本規則にて「医業停止」とは、歯科医師法・医師法の定めにより、その業務の停止処分を受けることをいう。
- (7) 本規則にて「免許取消」とは、歯科医師法・医師法の定めにより、その資格について免許の取消処分を受けることをいう。
- (8) 本規則にて「本規則委員会等」とは、本規則によって定める委員会・部会(倫理委員会、倫理綱紀部会、倫理研修部会、懲戒委員会)をいう。

第2章 懲戒および手続

第2条 懲戒手続と懲戒権者

- 1 会員は、法令、定款、本規則またはガイドラインその他本学会で定める諸規程に違反し、会員としての活動において高度な医療水準・医療倫理基準を保持することができずかつその責任を果たすことができない場合またはその他内外を問わず会員としてその品位を失うべき非行があった場合、本規則で定める懲戒手続に従い懲戒処分を受ける。
- 2 懲戒処分は理事会がこれを行う。

第3条 懲戒事由

- 1 会員は、次の行為をした場合に懲戒処分を受ける。
 - 我が国もしくは他の国の法令等に違反する行為。
 - 歯科医業・医業停止または歯科医師・医師免許取消の対象となる行為。
 - 定款に違反する行為。
 - 本規則またはガイドラインに違反する行為。
 - 倫理委員会の要請に対し正当な理由なく応答せず、倫理委員会の職務を妨害する行為。
 - 本学会に故意に虚偽の陳述または誤解を与える陳述をする行為。
 - その他内外を問わずその品位を失うべき非行にあたる行為。
- 2 第1項 の場合、会員において起訴猶予を妨げるものではない。

第4条 訓戒・譴責

理事会は、会員の行為が懲戒事由にあたる場合であっても、事案が軽微な場合には、会員に対し非公開で口頭による叱責または文書により反省させることができる。

第5条 懲戒処分

会員全員に対する懲戒処分の種類は次の5種類とする。

1 戒告

理事会は、事案が軽微な場合には、会員に対し公開または非公開で文書により反省させることができる。

2 改善勧告

理事会は、事案が軽微な場合には、会員に対し公開または非公開で文書により改善勧告をすることができる。

3 資格停止

(1) 理事会は、会員が医業停止の処分を受けた場合、会員の資格を1か月以上3年以下の期間を定めてその停止をすることができる。

(2) 理事会が、前号の処分をするには、理事全員の3分の2以上の出席のもと、出席理事3分の2以上の特別決議を要する。

4 資格取消

(1) 理事会は、会員が免許取消の処分を受けた場合、会員の資格を3年を超え5年以下の期間を定めてその取消をすることができる。

(2) 理事会が、前号の処分をするには、理事全員の3分の2以上の出席のもと、出席理事3分の2以上の特別決議を要する。

5 除名

(1) 理事会は、会員の責めに帰すべき事由により第3条第1項の違反が著しい場合または会員が有罪判決を受けさらに同一の事由により免許取消を受けた場合、いずれも除名をすることができる。

(2) 理事会が、除名をするには、理事全員の3分の2以上の出席のもと、出席理事3分の2以上の特別決議を要する。

6 公表

理事会は、懲戒の事実を特定して、本学会の学会誌への掲載または理事会が選ぶその余の方法によってこれを公表する。

第6条 専門医取得前の有資格会員に対する懲戒

1 理事会は、懲戒事由が存すると判断した場合、有資格会員に対し、懲戒に加えて次の4段階の懲戒処分をすることができる。

戒告がなされた旨を記録に留め、そのうえで専門医の登録をする。

改善勧告がなされた旨を記録に留め、そのうえで専門医の登録をする。

3年を超えない範囲で期間を定めて一定期間、専門医の登録を延期する。

専門医の登録を拒否する。

2 第1項の記録は、第27条（復権）の手續後に直ちに抹消する。また、第1項の専門医登録の延期または拒否の対象となった有資格会員は、第27条（復権）で定めた期間経過後に再登録の申請をすることができる。

第7条 論文等の抹消

1 理事会は、次のいずれかに該当する発表・論文または報告記録は、抹消対象論文等とする。

研究結果を捏造したもの

研究結果を盗用したもの

ガイドラインに違反したもの

2 理事会は、第1項の場合、本規則で定める懲戒手續を経て、抹消対象論文等を抹消する。

3 理事会は、第2項の場合、その内容を特定し、抹消対象論文等を抹消した事実を本学会誌への掲載または理事会が選ぶその余の方法によってこれを公表する。

4 理事会は、本条の措置と第5条、第6条の懲戒を併科することができる。

第8条 継続教育および判定試験

資格停止または資格取消を受けた被懲戒者が倫理委員会に対し復権の申立をした場合、倫理委員会は被懲戒者が会員として高度の医療水準・医療倫理を保持しているか否かを判定するため、倫理委員会で別に定めた継続教育とその判定試験をしなければならない。

第3章 本規則委員会等

第1款 本規則委員会等に関する一般規程

第9条 委員会等の決議要件

本規則委員会等の決議は、本規則に特別の定めがある場合を除き、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の議決

を要する。

第10条 機密の保持

- 1 本規則委員会等の委員は、本規則による懲戒手続を履行する過程において知りうる業務上の秘密に属する情報の秘密を守り、これらの情報を理事会の事前の書面による承諾なく、いかなる第三者に対しても、これを漏洩または開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

提供または開示された時点で既に公知となっている情報

提供または開示された後に公知となった情報。ただし、公知となったことが本条違反の結果である場合を除く。

開示前より当事者が保有していた情報でかつそのことを文書記録によって証明することができる情報

本規則委員会等から、いかなる意味においても拘束を受けていない第三者から合法的に取得した情報

理事会が事前の文書によって第三者に開示承認した情報

- 2 前項に定める機密保持義務は懲戒手続終了後も継続する。

第11条 通知と送達

通知は文書によることを要し、送達は書留配達証明郵便によることを要する。

第12条 費用

懲戒等をなす場合、理事会はこれらの手続費用の全部または一部を被懲戒者に負担させることができる。

第2款 倫理委員会

第13条 倫理委員会の権限と構成

- 1 倫理委員会は次の目的と責務を有する。

理事会への倫理委員会活動の定期的な企画と報告

理事会承認を要する本規則の改定案の検討と策定

倫理綱紀部会の設置

倫理研修部会の設置

被懲戒者の申立に基づく復権の審査と決定

被懲戒者への継続教育と判定試験の実施

- 2 倫理委員会の構成

(1) 倫理委員会は常設の機関とする。

(2) 倫理委員会は会員10名以上20名以内で構成する。

(3) 倫理委員会の委員長は倫理委員会の委員から選任する。

- 3 倫理委員会委員の資格

(1) 倫理委員会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならずまたは自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。

(2) 倫理委員会の委員は、懲戒委員会の委員を兼任することはできない。

第14条 倫理綱紀部会の権限と構成

- 1 倫理綱紀部会の目的と責務

綱紀部会は、懲戒申立の理由・内容を調査し、その結果を倫理委員会に報告する。

- 2 綱紀部会の構成

(1) 綱紀部会は非常設の機関とし事案ごとに設置する。

(2) 綱紀部会は5名以上10名以内で構成する。

(3) 綱紀部会委員の構成は次のとおりとする。

倫理委員会委員 1名以上

会員 3名以上

外部委員 必要に応じて最大2名

(4) 部会長は綱紀部会委員のうち倫理委員会の委員から選任する。

- 3 綱紀部会の存続期間

綱紀部会は当該事案に関する倫理委員会に報告書を提出するまで活動し存続する。

4 綱紀部会委員の資格

(1) 綱紀部会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならずまたは自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。

(2) 綱紀部会の委員は懲戒委員会の委員を兼任することはできない。

5 倫理綱紀部会の運営について本規則に定めのない事項は、倫理委員会の委任により、部会長が定めることができる。

第15条 倫理研修部会の権限と構成

1 倫理研修部会の目的と責務

医療倫理に関する研修および教育

医療倫理に関する調査および研究

専門医認定試験および会員資格の復権・継続教育・試験に関する会員倫理についての意見の具申

その他前各号に付帯する事項で倫理委員会より委嘱された事項

2 倫理研修部会の構成

(1) 研修部会は常設の機関として設置し定期的に活動する。

(2) 研修部会委員は5名以上10名以内で構成する。

(3) 研修部会委員の構成は次のとおりとする。

倫理委員会委員 1名以上

会員 3名以上

外部委員 必要に応じて最大2名

(4) 研修部会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(5) 部会長は研修部会委員のうち倫理委員会の委員から選任する。

3 研修・教育等の方法

倫理研修部会は、研究会、講演会、座談会その他本学会会誌・文書等相当の方法をもってその目的を達成しなければならない。

4 運営規程

倫理研修部会の運営について本規則に定めのない事項は、倫理委員会の委任により、部会長が定めることができる。

第3款 懲戒委員会

第16条 懲戒委員会の権限と構成

1 懲戒委員会の目的と責務

懲戒委員会は、懲戒手続の審問を行い、懲戒事由の有無、懲戒の適否等を審議し、その結果を理事会に答申する。

2 懲戒委員会の構成

(1) 懲戒委員会は常設の委員会とする。

(2) 懲戒委員会は5名以上15名以内で構成する。

(3) 懲戒委員会委員の構成は下記のとおりとする。

会員 3名以上

外部委員 2名以上

(4) 懲戒委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 懲戒委員会予備委員

(1) 理事会は、5名以上15名以下の懲戒委員会予備委員を、会員の中から委嘱する。

(2) 懲戒委員会委員に事故のあるときまたは懲戒委員会委員が本条第4項(1)により懲戒手続に関与できないときは、理事会は、予備委員の中から懲戒委員を指名する。

(3) 懲戒委員会予備委員の任期は2年とする。

(4) 懲戒委員会予備委員は綱紀部会の委員を兼任することはできない。

4 懲戒委員会委員の資格

(1) 懲戒委員会の委員は、自己または自己の関係者が利害関係人となる手続に関与してはならずまたは自己が関与することにより他に紛争を生ずる手続に関与してはならない。

(2) 懲戒委員会の委員は、網紀部会の委員を兼任することはできない。

5 懲戒委員会の委員長

(1) 懲戒委員会の委員長は、懲戒委員会委員の中から選任する。

(2) 委員長は会務を総理する。

(3) 委員長に事故のあるときは、予め懲戒委員会の定める順序により他の委員が委員長の職務を代行する。

第4章 懲戒手続

第17条 懲戒申立

1 懲戒申立権者

(1) 何人も、会員について懲戒の事由があると思料するときは、その申立の趣旨と理由を記載し、本学会に対し懲戒の申立をすることができる。

(2) 懲戒の申立は、本学会が予め定めた書式に従ってすることを要する。また前号の懲戒の申立は、匿名・仮名ですることはできない。

2 簡易却下

(1) 本学会は、懲戒の申立が前項(2)に違反する場合、または懲戒事由が第18条第4項(1)（死亡または非会員）、（一事不再理）に該当することが明白な場合は、懲戒の申立を却下することができる。

(2) 本学会は、前号の規定により懲戒の申立を却下した場合、その旨を懲戒の申立てをした者に通知しなければならない。ただし、懲戒の申立をした者が匿名・仮名等の場合は、この限りでない。

3 理事会による懲戒の申立

理事会は会員について懲戒の事由があると思料するとき、第24条第3項（有罪判決等の通知に基づく懲戒手続の開始）に該当するとき、本条第1項の申立があったとき（ただし、前項の規定により簡易却下された場合を除く。）は、いずれも懲戒手続に付し、倫理委員会に倫理網紀部会の設置を請求しなければならない。

4 退会の制限

懲戒手続に付された会員は、懲戒手続が終了するまで、退会をすることができない。

第18条 調査

1 倫理網紀部会の設置

倫理委員会は、理事会から第17条第3項の請求を受けた場合、当該事案について網紀部会を直ちに設置する。

2 調査手続

(1) 網紀部会は、会員に対し、調査対象であることおよび懲戒の申立の概要を文書で直ちに通知する。

(2) 前号の通知を受けた被請求会員は、前号の通知を受領した後30日以内に、網紀部会に対し文書による回答をしなければならない。

3 事実の報告

網紀部会は、被請求会員からの回答を含むすべての資料を速やかに倫理委員会に提出し、調査した結果を書面で報告する。

4 倫理委員会における決議

(1) 倫理委員会は前項の報告に基づいて速やかに次のいずれかの決議をしなければならない。

被請求会員が既に死亡しているまたは既に会員でない。

同一事案について過去に既に懲戒の申立がある。

懲戒事由の該当事実がない。

懲戒事由に該当するも、懲戒不相当でかつ訓戒・譴責も不必要である。

懲戒事由に該当するも、懲戒不相当であるが訓戒・譴責が必要である。

懲戒事由に該当し、懲戒相当である。

懲戒事由に該当するも、司法手続・行政手続が進行中のため当該処分が決定するまで懲戒手続を停止が相当である。

ただし、倫理委員会は、懲戒事由が本学会の専門分野に関わる場合は、司法手続・行政手続に本学会の意見を反映するため、特段の事情がない限り、懲戒手続を停止せずこれと平行して懲戒手続を続行することができる。

(2) 前号の決議は、理由を付した書面であることを要する。ただし、反対意見がある場合は匿名でこれを付記すること

ができる。

(3) 網紀部会は、前号の司法手続・行政手続の各処分が確定したときは、速やかにその結果を倫理委員会に報告しなければならない。

(4) 倫理委員会は、必要に応じて同種の事案が生じない対処を理事会に提案しなければならない。

5 理事会の対応

(1) 理事会は、倫理委員会が前項(1)の決議をした場合、懲戒申立を却下し、その旨を懲戒の申立をした者および被請求会員に対し通知する。

(2) 理事会は、倫理委員会が前項(1)の決議をし、懲戒の審査が相当と決議した場合、懲戒委員会に事案の審査を委嘱する。

(3) 前号の場合、懲戒委員会の審査の結果が懲戒が不相当である場合、理事会は懲戒の申立を棄却し、その旨を懲戒の申立をした者および被請求会員に対し通知する。ただし、この場合において被請求会員に対し、訓戒、譴責をすることを妨げない。

(4) 理事会は、倫理委員会から前項(1)の決議を受けた場合、懲戒手続を停止する。理事会は、倫理委員会より前項(3)の報告を受けた場合は、速やかに懲戒委員会に事案の審査を委嘱する。ただし、被請求会員が司法処分・行政処分を受けなかった場合または理事会が懲戒が不相当と判断した場合、いずれも懲戒の申立を棄却し、その旨を懲戒の申立をした者および被請求会員に通知する。

第19条 暫定的資格停止処分

1 定義

暫定的資格停止とは、会員に対し理事会が懲戒確定前に、一定期間または期間を定めずに、その資格を一時的に停止する処分をいう。

2 申立

理事会は、第24条第4項(公訴提起、有罪判決等による暫定的資格停止処分)の規定、倫理網紀部会の申立または職権により、いずれも被請求会員に対し弁解の機会を与え、暫定的資格停止処分をすることができる。

3 要件

理事会は、暫定的資格停止処分をしなかった場合の不利益とこれをした場合の利益を比較衡量して、後者の方が大きい場合には暫定的資格停止処分をすることができる。

4 効果

(1) 暫定的資格停止処分の効果は第25条を準用する。ただし、理事会または懲戒委員会は、暫定的資格停止期間を資格取消の期間または資格停止の期間に参入することができる。

(2) 暫定的資格停止処分は被請求会員の他の法令等による処分等を妨げない。

第20条 懲戒委員会の手続

1 懲戒委員会の審査手続

(1) 懲戒委員会は、第18条第5項(2)(3)(4)の規定により理事会より事案の審査を委嘱された場合は、審査手続を開始する。

(2) 第16条第4項(1)に該当する懲戒委員会委員は、理事会の許可を得て当該事案の懲戒委員会委員となることを回避できる。

(3) 理事会は、必要に応じて懲戒委員会予備委員または会員から懲戒委員会の委員を委嘱することができる。

2 懲戒委員会の手続

懲戒委員会は、被請求会員に対して、弁護士等を代理人として選任できる権利および弁論する権利があることを通知するとともに、第18条第5項(2)に規定する理事会の囑託書を送付し、これに対する弁明の機会を与える。

3 答弁書

被請求会員は、理事会の囑託書に対する答弁書を、囑託書が到達した日から30日以内に懲戒委員会宛に提出しなければならない。答弁書には、囑託書に対する認否または抗弁を記載することを要する。

4 答弁書不提出の効果

被請求会員が正当な理由なく30日以内に答弁書を提出しない場合、決議書に記載された事実を認めたものとみなす。

第21条 懲戒委員会での審問手続

1 通知

懲戒委員会は、審問期日の少なくとも30日前に、被請求会員またはその代理人に対して審問期日および場所を通知するとともに、被請求会員に対し自己の費用で弁護士等を代理人として選任できる権利および証人を尋問し証拠を提出する権利があることを通知しなければならない。

2 審問

懲戒請求の審問は、民事訴訟法の定める主張と立証の原則および懲戒委員会の定める規則に従って懲戒委員会で行う。

3 審問記録の作成

懲戒委員会は審問にあたっては審問記録を作成する。

第22条 審判

1 審判

懲戒委員会は、懲戒事由の有無を認定し、懲戒の適否、懲戒の種類、懲戒の内容を決議する。

2 決議書

懲戒委員会は、前項の決議およびその理由を記載した決議書を作成し、これを理事会に提出する。

3 前歴

懲戒委員会が懲戒相当の意見を提出する際、被請求会員が過去に懲戒処分等を受けていた場合には、その旨を決議書に明記し、これをもって理事会に提出する。

第23条 理事会による懲戒決定

1 理事会の決議

(1) 理事会は、懲戒委員会より前条の決議書の提出を受けた場合、その内容を審査し、懲戒の当否を決議する。ただし、必ずしも理事会当該決議書の意見に拘束されることはない。

(2) 理事会は、懲戒の当否を決議するにあたって、必要に応じて被請求会員または懲戒委員会の委員長の意見を求めることができる。

2 懲戒決定書

理事会は、懲戒の趣旨および懲戒の理由を記載した懲戒決定書の正本1通と副本1通を作成し、正本1通を倫理委員会に提出し、副本1通を被請求会員に送達する。

第24条 有罪判決等の場合の特則

1 有罪判決等の証明

有罪判決（略式手続を含む、以下同じ。）または医業停止・免許取消・保険医取消を証明する公文書は、懲戒事由の存否に関し、有罪判決、免許取消、医業停止、保険医取消（以下、「有罪判決等」という）の確定的証拠となる。被請求会員の有罪判決等の事実が証明された場合には、特段の事情がない限り、懲戒委員会における審問は、有罪判決等以外の事実に限られる。

2 報告義務

会員は、軽微な交通違反（酒気帯び、酒酔、違法な薬物使用に関するものを除く）を除いて、有罪判決等の対象となった行為について、当該行為のときから30日以内に、本学会に対してその旨を文書によって通知しなければならない。

3 有罪判決等の通知に基づく懲戒手続の開始

(1) 理事会は、前項の通知を受けた場合または自らその事実を認知した場合には、倫理委員会に綱紀部会をして事案の調査を指示させなければならない。

(2) 倫理委員会は、会員が有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消を証する公文書を取得する以前であっても、綱紀部会の設置を妨げるものではない。

4 公訴提起、有罪判決等による暫定的資格停止処分

理事会は、倫理委員会に公訴提起、有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消の対象となった会員の名前を報告しなければならない。報告を受けた倫理委員会は、綱紀部会の調査結果により会員の資格を一時停止することができる。

5 有罪判決等が取消された場合の自動的復権

本規則により資格停止の対象となっている会員は、懲戒の原因となった有罪判決等が取消または消滅したことを証明する公文書を倫理委員会に提出して、直ちに本規則に基づく資格停止の取消を求めることができる。ただし、当該取

消等による復権は、そのときに当該会員に対して本規則に従って係属中の司法・行政手続および民事訴訟にいかなる影響も与えない。

第25条 除名、資格取消または資格停止後の措置

会員が除名、資格取消または資格停止を受けた場合、被請求会員は、会員であることを広告、コマーシャル、レターヘッドまたは名刺等で使用してはならない。

第26条 手続の公開性

1 公開性の原則

本章で定めるすべての手続は原則として公開とする。懲戒委員会の記録は原則として公開とする。

2 公表事由

懲戒の処分の公表は被懲戒者の氏名、所属、会員番号、年齢、処分内容、処分理由および処分決定年月日とする。

3 公開性の例外

本章で定める懲戒手続の係属の有無、対象、審判および記録は次の場合に非公開とする。

懲戒手続が有罪判決、医業停止、免許取消、保険医取消に基づかない場合

非公開が裁判所の手続または適切な監督権を持つ政府機関の要請による場合

被害者のプライバシー等への配慮が特に必要な事案で、被害者がその手続の公開を望まない場合

その他本学会において、理事会で特別決議を持って公開が不相当と決議した場合

第5章 復権手続

第27条 復権

1 倫理委員会による復権手続

倫理委員会は、被懲戒会員の復権のための手続要件とその審査をする。

2 資格停止後の復権

(1) 1年以下の資格停止の会員は、医業停止期間満了後、医業停止の期間中に停止命令に従った旨の宣誓書を本学会に提出することを条件に、医業停止の期間の満了とともに自動的に復権する。

(2) 1年を超え3年以下の資格停止の会員は、倫理委員会に対し復権の申立をし、同人において、会員として高度の医療水準・医療倫理基準を保持し、かつ倫理委員会がこれらにつき別に定めた継続教育とその判定試験に合格した場合に復権する。

3 資格取消後の復権

(1) 免許取消を受けた会員は、懲戒の日から3年間は復権の申立をすることはできない。

(2) 資格取消の会員が、復権を受けるためには倫理委員会に復権の申立をし、同人において、会員として高度の医療水準・医療倫理基準を保持し、かつ倫理委員会がこれらにつき別に定めた継続教育とその判定試験に合格した場合に復権する。

4 除名後の復権

除名を受けた会員の復権はこれを認めない。

5 復権に関する調査・報告と決定・公表

(1) 倫理委員会は復権の申立書の提出があった場合は、直ちに綱紀部会を設置し、当該事案の調査を委託する。

(2) 綱紀部会は倫理委員会に対し申立人の過去の懲戒記録と復権に関する意見を内容とする調査報告書を、提出しなければならない。

(3) 倫理委員会は、前号の調査報告書に基づいて復権の可否を審査し、その決議の結果を速やかに理事会に提出しなければならない。

(4) 理事会は、前号の決議を受領し、復権が相当と決議した場合は、その旨を申立人に決議した日から1ヶ月以内に通知し、本学会誌への掲載または理事会が選ぶその余の方法をもってこれを公表する。

6 復権申立の不受理期間

本規則による復権の申立は、先の復権の申立が却下されてから2年間は受理されない。

7 復権手続の費用

復権の申立人は復権手続の費用を支払わなければならない。

第28条 記録の抹消

1 抹消

理事会は、懲戒手続に関する記録で、復権が認められた会員の記録は、その年の年末から起算し満10年後の期間満了をもって倫理委員会および本学会の記録からすべて抹消しなければならない。

2 抹消の効果

前項により抹消された懲戒手続は存在しなかったものとみなされる。

第6章 改正手続

第29条 本規則の改正手続

本規則の改正は、理事会の発議により、本学会総会において出席会員の過半数の承認を得ることを要する。

付則

- ・平成17年10月24日制定
- ・平成19年9月29日改正
- ・本規則は制定後満2年間の周知期間において、総会決議において施行日を定めた日より施行する。
- ・本規則第5条の懲戒処分のうち、「除名」については、本学会定款の変更があるまでは、本学会定款の定めに従う。
- ・本規則は、施行日より満3年経過後、法令等の改正および医療行政・政策の変更並びに施行後の懲戒事案の件数・内容等の実態、更に本学会の当該手続の実務処理に応じて、再度見直しをし、追加・変更・訂正等の諸手続を行う。